

島労発基 1126 第2号
令和6年11月26日

関係者各位

島根労働局長
(公印省略)

「備えていますか?『冬型』転倒災害」の実施について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、島根県内の新型コロナウイルス感染症り患を除く休業4日以上労働災害は、転倒災害が最も多く、労働災害全体の4分の1を占める状況にあります。

転倒災害は、転倒時に手首や膝を骨折する等により、平均休業日数が48.5日と長期にわたり、島根県内では例年12月から翌年2月にかけて、より重症化しやすい積雪・凍結等に起因する転倒災害が発生しています。

このため、島根労働局では、冬期における積雪・凍結等に起因した転倒災害の減少を図るために、令和6年12月16日から令和7年2月28日までを対象期間として、標記取組を実施することといたしました。

つきましては、同封の「備えていますか?『冬型』転倒災害」リーフレット及び正四面体ポップを関係機関及び傘下の会員事業場等に配布いただき、本取組の周知にご配慮くださいますよう、よろしく願いいたします。

【添付資料】

- 「備えていますか?『冬型』転倒災害」リーフレット
- 「備えていますか?『冬型』転倒災害」正四面体ポップ

※添付資料は、島根労働局ホームページ内にも掲載しています。